

重要事項説明書

介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護 ルミエール光が丘

1 事業主体

事業主体（法人名）	株式会社スクールパール羽生
法人の種類	株式会社
代表者（役職名及び氏名）	代表取締役 柿本 英一
法人所在地	〒348-0052 埼玉県羽生市東6-3-10
電話番号及びFAX番号	電話048-580-7560 FAX048-562-7878 電話ご対応時間：午前9時～午後6時まで
Eメールアドレス	hikari@lumie.re.jp
設立年月日	昭和54年9月
法人の理念	「自分らしく 明るく健康で 心穏やかな光ある暮らし」

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 ルミエール光が丘
事業所の管理者	氏名 鳥海 由美子
開設年月日	平成22年11月1日
介護保険事業者指定番号	練馬区指定 1392000350
事業所の所在地	〒179-0073 東京都練馬区田柄5-26-3
電話番号及びFAX番号	電話03-5848-2852 FAX03-5848-2857
交通の便	地下鉄大江戸線光が丘駅から東へ 徒歩約5分
敷地概要・面積	都市計画法による光が丘地域 敷地面積：566.27m ²
建物概要	構造：鉄骨造3階建て 延べ床面積：860.78m ² (217.02m ²)
損害賠償責任保険の加入先	あいおいニッセイ同和損害保険会社

主な設備の概要

宿泊室	6室（定員6名） 1室あたり面積 約9.00m ²
リビング	宿泊スペースの仕切りを外しリビングになります。 1部屋約9.00m ² ×2部屋分 合計 約18.00m ²
トイレ	1階 車椅子対応トイレ2箇所 通常トイレ1箇所
浴室	1階 1室 檜浴槽 機械浴 1台
台所	1階 1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者に対し、居宅及び事業者において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した生活を営むことが出来るようすることを目的とする。
運営方針	要介護又は要支援者の利用者が通いサービスを基本に希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 また、年に1度（毎年）、小規模多機能型居宅介護サービス評価を実施し、知見を有する方の参加を集め、サービスの見直しを行う機会を設ける。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日 年始はお休み（訪問に関しては応相談） 営業時間 24時間（18:00～9:00は電話対応になります）
サービス提供時間	通いサービス 基本 9:00～16:00 泊まりサービス 基本 16:00～9:00 訪問サービス 24時間（18:00～9:00は電話対応になります）
通常の事業実施地域	練馬区内
定 員	利用定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員 6名

5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

①従業者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名（兼務）	—	業務の一元化
計画作成担当者	0名	2名—	サービスの調整・相談業務
看護職員	1名	1名	健康チェック等の医務業務
介護職員	9名	3名	日常生活の介護・相談業務

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	9:00～18:00		昼間の体制 早番 8:00～17:00 2名 日勤 9:00～18:00 2～4名 遅番 10:30～19:30 2名
計画作成担当者	9:00～18:00	介護従業者 及び 看護職員	夜間の体制 夜勤 17:00～翌 10:00 1名 宿直 10:00～翌 13:00 1名

6 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は1階デイルームで摂っていただきます。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 朝食 500円 昼食 700円(おやつ含む) 夕食 700円
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	生活リハビリ	利用中はそれぞれの利用者の状態に応じ日常生活リハビリ程度の運動を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。専門的な機能訓練は行っておりませんのでご了承ください。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問		利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
宿 泊		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

7 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。 入浴時間帯 9時から16時 希望によっては、上記の時間以外にも入浴可能です。
送 迎	決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為

泊り 通い	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、当日の通い人数や宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等 カスタマーハラスメント防止について	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、利用者やその家族による、大声を出す 怒鳴る 威圧的な態度で文句を言い続ける等著しい迷惑行為 暴行 脅迫 その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求（過剰なサービスの要求等）、暴言など不当な行為があった場合は、小規模サービスの利用をお断りする場合もあります。
飲酒、喫煙	喫煙については、基本的に自由ですが、利用者の中に医師等の指示で喫煙ができない方がいる時はご遠慮いただく場合があります。 喫煙場所は全館禁煙です。喫煙は決められた場所でお願いします。 飲酒については、利用時はお断りをしております。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金は事業者では管理できません。個人の責任で保管していただきます。紛失などの場合は施設では責任を負いかねます。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みは禁止します。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

8 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時備蓄食料、近隣との協力(自治会などの連携) 避難誘導の協力。 避難場所提供
平常時の訓練等	年2回消防避難訓練
消防計画等	消防署への届け出日 平成29月4月12日 防火管理者 烏海 功智
防犯防火設備 避難設備等の概要	消防非常通報装置 複合火災受信機 各階プリンクラー設置 2階3階非常階段常設 消火器設置表示

9 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護「介護予防小規模多機能型居宅介護」の提供により、事故が発生した場合は、事故発生時の状況を把握し、ボディチェック、バイタル測定等行った後、必要で有れば受診を検討する。その後、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護「介護予防小規模多機能型居宅介護」の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
------------	---

利用者の病状の急変等 の 緊急時の対応方法	小規模多機能型居宅介護「介護予防小規模多機能型居宅介護」の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。 病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。
入院期間中のサービス 利用料算定について	入院中や退院後に小規模サービス利用をご継続される場合は、入院中も安心してお過ごし頂けるよう、計画作成担当者（ケアマネージャー）が、ご本人のご様子や退院後のご支援をご家族様と一緒に考え医療機関と連携しながらマネジメントを継続させて頂きます。 その場合は、小規模サービス利用料を「1ヶ月基本料金にて算定」させて頂きます。
主治医	利用者の主治医
	所属医療機関名
	所在地 電話番号
家族等	緊急連絡先のご家族等
	住所 電話番号

10 協力医療機関等

協力医療機関	医療法人社団 清美会 宮園内科クリニック 所在地 練馬区高松1-42-20 電話03-3825-1001
協力歯科医療機関	医療法人社団 さくま歯科医院 所在地 練馬区田柄5-20-19-1階 電話03-5241-6480
連携介護施設	介護施設 ルミエール 所在地 埼玉県羽生市上岩瀬1,806 電話 048-580-7562

11 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
----------------------------	---

従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。秘密の保持の義務規定に違反した場合は、制裁等の罰則規定を設けています。
個人情報の保護について	事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1.2 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成し検討会議を行います。個人では判断しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察・検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討をし、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

1.3 苦情処理の体制

苦情処理の体制 及び手順	苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。) 苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組み」を行います。
事業所苦情 相談窓口	担当者 管理者 鳥海 由美子 TEL 03-5848-2852 また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。
事業所外苦情 相談窓口	練馬区 介護保険課 TEL 03-5984-4589 練馬区 光が丘地域包括支援センター TEL 03-5997-7716 練馬区 保険福祉サービス苦情調整委員 TEL 03-3993-1344 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用電話 TEL 03-6238-0177

1.4 衛生管理

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。 従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、消毒を励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	COVID-19、O-157、ノロウィルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。 また、従業者への感染に関する研修を年1回行っています。

1.5 運営推進会議・身体的拘束等適正化委員会の概要

運営推進会議の目的	小規模多機能型居宅介護「介護予防小規模多機能型居宅介護」について、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議・身体的拘束等適正化委員会の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。	
委員の構成	利用者代表 田柄地域住民 練馬区行政職員	利用者の家族代表 光が丘地区ボランティア等
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。	

1 6 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
------------------	---

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条 《「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条》 の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	東京都練馬区田柄5丁目26番3号
事業者法人名	株式会社 スクールパール羽生
法人代表者名	代表取締役 柿本 英一 印
事業所名称	小規模多機能型居宅介護 ルミエール光が丘
説明者 氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	印

附則

この規程は、平成22年11月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 5月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 9月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 1月 1日より施行する。
この規程は、平成25年12月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 5月20日より施行する。
この規程は、平成27年 9月 1日より施行する。
この規程は、平成27年10月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 4月12日より施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和元 年 9月 1日より施行する。
この規程は、令和5 年 4月 20日より施行する。
この規程は、令和6 年10月 1日より施行する。

小規模多機能型居宅介護 ルミエール光が丘